

下 関 市 豊 田 農 業 公 園 施 設
下関市豊田地域資源循環活用施設
下関市豊田田園空間博物館施設
下 関 市 豊 田 粳 乾 燥 調 製 施 設
下関市豊田肉用牛繁殖肥育センター

指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和 7 年 8 月

下関市役所 豊田総合支所 建設農林課

下関市豊田農業公園施設、下関市豊田地域資源循環活用施設、下関市豊田田園空間博物館施設、下関市豊田米粉乾燥調製施設及び下関市豊田肉用牛繁殖肥育センター指定管理者募集要項

下関市（以下「市」という。）は、地域住民の参画のもと地域資源の高付加価値化及び地域ブランド化を基軸とした事業を展開するとともに、地域農業を支える新規就農者等の人材育成及び確保により農業及び農村の活性化を図るため、生産、研修、体験、交流等の拠点として下関市豊田農業公園施設を設置し、畜産農家から排出される家畜の糞尿を堆肥化し、農用地に還元することにより、環境の保全及び土づくりによる地力の増進を図り、もって農業の振興に供する施設として下関市豊田地域資源循環活用施設を設置し、地域住民の参画のもと、農村の持つ多面的機能を再評価し、伝統的な農業施設、美しい農村景観等の保全及び復元を行うとともに、都市との共生を進め地域の活性化を図るために下関市豊田田園空間博物館施設を設置し、水田農業の生産性及び品質の向上、農業生産の省力化等近代的な基幹作業受託体制を整備し、高付加価値な自然乾燥米を生産するために下関市豊田米粉乾燥調製施設を設置し、並びに肉用牛の繁殖及び肥育技術の実証展示と畜産農家等の技術研修の場の提供を行うことにより、下関市の畜産振興を図ることを目的として下関市豊田肉用牛繁殖肥育センターを設置しています。

このたび、下関市豊田農業公園施設、下関市豊田地域資源循環活用施設、下関市豊田田園空間博物館施設、下関市豊田米粉乾燥調製施設及び下関市豊田肉用牛繁殖肥育センターの管理運営業務（以下「本業務」という。）を効率的かつ効果的に行うとともに、より一層の利用促進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第26号）第2条、下関市豊田農業公園施設の設置等に関する条例（平成17年条例第241号）第13条第1項、下関市豊田地域資源循環活用施設の設置等に関する条例（平成17年条例第239号）第3条第1項、下関市豊田田園空間博物館施設の設置等に関する条例（平成17年条例第240号）第9条第1項、下関市豊田米粉乾燥調製施設の設置等に関する条例（平成17年条例第244号）第4条第1項及び下関市豊田肉用牛繁殖肥育センターの設置等に関する条例（平成17年条例第245号）第3条第1項の規定に基づき、本業務を行う指定管理者を募集いたします。

1 施設の概要等

【下関市豊田農業公園施設】

《総合営農指導拠点施設》

所在地	下関市豊田町大字八道字越地原592番地外
規模・構造	延床面積200㎡・木造平屋建
開設年度	平成12年度
施設整備事業	経営基盤確立農業構造改善事業（特定農業基幹施設整備事業）

《農畜産物集出荷貯蔵施設》

所 在 地	下関市豊田町大字八道字越地原 1 1 1 4 8 番地
規 模 ・ 構 造	延床面積 2 4 0 m ² ・鉄骨造平屋建
主 要 設 備	大型氷蔵庫 2 台・選果機
開 設 年 度	平成 1 2 年度
施設整備事業	農業農村活性化農業構造改善事業(美しいむらづくりモデル地区特別整備事業)

《精米製粉施設》

所 在 地	下関市豊田町大字八道字越地原 5 9 2 番地
規 模 ・ 構 造	6 9 m ² ・木造平屋建
主 要 設 備	精米設備、製粉設備、大型冷蔵庫
開 設 年 度	平成 1 2 年度
施設整備事業	魅力ある中山間地域づくりモデル事業

《産地形成等促進施設》

所 在 地	下関市豊田町大字八道字浅浴頭 1 1 0 8 2 番地外
規 模 ・ 構 造	3 5 3 m ² ・木造平屋建
主 要 設 備	アイスクリーム製造機器・豆腐製造機器・厨房機器
開 設 年 度	平成 1 3 年度
施設整備事業	経営基盤確立農業構造改善事業（特定農業基幹施設整備事業）

《果樹施設》

所 在 地	下関市豊田町大字浮石字平畑 1 0 6 5 番地外
規 模 ・ 構 造	2. 7 h a
開 設 年 度	平成 1 2 年度
施設整備事業	農業農村活性化農業構造改善事業(美しいむらづくりモデル地区特別整備事業)

《ハウス施設》

所 在 地	下関市豊田町大字八道字越地原 5 5 5 番地 1 外
規 模 ・ 構 造	温室ハウス：1, 0 8 0 m ² ×3棟・1 4 4 m ² ×1棟 ビニールハウス 1, 0 8 0 m ² ×2棟
主 要 設 備	温室ハウス：水耕栽培方式・養液土耕栽培方式・高床式養液土耕栽培方式、複合環境制御システム
開 設 年 度	平成 1 2 年度
施設整備事業	経営基盤確立農業構造改善事業（特定農業基幹施設整備事業） 魅力ある中山間地域づくりモデル事業

《多目的利用施設》

所 在 地	下関市豊田町大字八道字立石 1 1 0 8 8 番地 1
規 模 ・ 構 造	1 9 4 m ² ・鉄骨造平屋建
開 設 年 度	平成 1 5 年度
施設整備事業	農山漁村整備事業

《加工体験施設》

所 在 地	下関市豊田町大字八道字立石 1 1 0 8 8 番地 1
規 模 ・ 構 造	1 6 2 m ² ・鉄骨造平屋建
開 設 年 度	平成 1 5 年度
施設整備事業	地域づくり支援事業

《滞在型宿泊施設》

所 在 地	下関市豊田町大字八道字平畑 1 1 0 8 1 番地 3 外
規 模 ・ 構 造	Aタイプ：3 9 m ² ×3 棟、Bタイプ：7 1 m ² ×2 棟 木造 2 階建
開 設 年 度	平成 1 7 年度
施設整備事業	農村振興対策事業（やすらぎ空間整備事業）

《農園施設》

所 在 地	下関市豊田町大字八道字越地原 5 8 3 番地外
規 模 ・ 構 造	農園 1 1 区画（0. 5 7 ha）※うち 4 区画：滞在型宿泊施設用
開 設 年 度	平成 1 7 年度
施設整備事業	農村振興対策事業（やすらぎ空間整備事業）

《農機具格納施設》

所 在 地	下関市豊田町大字八道字立石 1 1 0 8 8 番地 1
規 模 ・ 構 造	7 5 m ² ・木造平屋建
主 要 設 備	耕耘機・管理機・刈払機・動力散布機
開 設 年 度	平成 1 7 年度
施設整備事業	農村振興対策事業（やすらぎ空間整備事業）

《その他附帯施設》

農園 3 箇所、芝生広場 1 箇所、花壇 2 箇所、遊具（すべり台等） 1 箇所、調整池 1 箇所、駐車場 1 箇所、便所 3 箇所、遊歩道 2 箇所、休憩所 2 箇所 等
--

【下関市豊田地域資源循環活用施設】

所 在 地	下関市豊田町大字浮石字平畑 1 1 0 5 2 番地 1
規 模 ・ 構 造	延床面積 1, 9 8 0 m ² ・鉄骨造平屋建
主 要 設 備	発酵堆肥化設備、フレコン詰機械、小袋詰機械、ホイールローダー、フォークリフト
開 設 年 度	平成 1 0 年度
施設整備事業	山村振興等農林漁業特別対策事業

【下関市豊田田園空間博物館施設】

《田園空間博物館総合案内所》

所在地	下関市豊田町大字八道字立石 1 1 0 8 8 番地 1
規模・構造	延床面積 1 3 5 m ² ・木造平屋建
開設年度	平成 1 6 年度
施設整備事業	田園空間整備事業

《旧殿居小学校維新分校》

所在地	下関市豊田町大字杵路子字深町 1 4 4 1 番地 2
規模・構造	延床面積 3 3 0 m ² ・木造平屋建
開設年度	平成 1 5 年度
施設整備事業	田園空間整備事業

【下関市豊田粳乾燥調製施設】

所在地	下関市豊田町大字八道字岡田屋敷 1 1 0 9 2 番地 4
規模・構造	延床面積 4 2 8 m ² ・鉄骨造平屋建
主要設備	粳乾燥調製設備一式・フォークリフト
開設年度	平成 9 年度
施設整備事業	山村振興等農林漁業特別対策事業

【下関市豊田肉用牛繁殖肥育センター】

所在地	下関市豊田町大字浮石字稗谷 1 0 8 9 7 番地
規模・構造	延床面積 5 9 4 m ² ・鉄骨造平屋建
開設年度	平成 1 5 年度
施設整備事業	畜産基盤再編総合整備事業

2 指定管理者が行う本業務の基準と範囲

業務の具体的内容及び管理の基準は、別紙 1 下関市豊田農業公園施設、下関市豊田地域資源循環活用施設、下関市豊田田園空間博物館施設、下関市豊田粳乾燥調製施設及び下関市豊田肉用牛繁殖肥育センター指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）に定めるとおりとします。

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの 5 年間

4 管理運営に関する経費等

（1）利用料金制

指定管理料と利用料金制との併用制を採用します。利用料金（施設の利用に係る

料金)は、全額指定管理者の収入となります。

なお、近年の利用料金の収入実績額は、次のとおりです。

施 設 名	利用料金		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下関市豊田農業公園施設	2,252,617 円	2,728,026 円	2,788,769 円
下関市豊田地域資源循環活用施設	272,480 円	142,480 円	95,680 円
下関市豊田田園空間博物館施設	46,690 円	43,455 円	47,140 円
下関市豊田粳乾燥調製施設	6,066,970 円	6,089,160 円	6,727,192 円
下関市豊田肉用牛繁殖肥育センター	140,400 円	0 円	0 円
合 計	8,779,157 円	9,003,121 円	9,658,781 円

(2) 自主事業

各施設の設置条例に定められた利用料金以外の収入が発生する事業については、全て指定管理者が自己の責任と費用において実施する自主事業とし、自主事業の実施に当たっては、指定管理者は、事前に市長の承諾を得なければなりません。

また、自主事業に係る収入は、指定管理者に帰属するものとし、自主事業に要した経費は、指定管理料（管理経費）には含めないものとします。

なお、施設の設置目的に沿わないと認められる自主事業については、承諾いたしません。

(3) 指定管理料

① 指定管理料算定の考え方

市は、本業務の実施の対価として、指定管理者に指定管理料を支払います。

指定期間に係る各年度の指定管理料の額は、現行の指定管理料の算定額〔12,430千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）〕を上限として、市の予算額の範囲内で毎年度、協定において定めるものとします（提出いただいた管理運営業務に係る提案価格を保障するものではありません。）。

なお、近年の指定管理料の額は、次のとおりです。

施 設 名	指定管理料		
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
下関市豊田農業公園施設	12,430,000 円 (消費税率 10% を含む)	12,430,000 円 (消費税率 10% を含む)	12,430,000 円 (消費税率 10% を含む)
下関市豊田地域資源循環活用施設			
下関市豊田田園空間博物館施設			
下関市豊田粳乾燥調製施設			
下関市豊田肉用牛繁殖肥育センター			

また、指定管理料の上限額を超える申込みは受け付けません。

- ② 年度協定により定めた指定管理料及び利用料金（使用料）収入による総収入額から指定管理業務に要した経費を差し引いた結果、残余が生じた場合には、指定管理者の収入としますが、不足が生じた場合は、原則として補填しません。

- ③ 指定管理料の支払

指定管理料は、各年度に指定管理者が提出する年間執行計画について、市が承認した計画により、分割してお支払いします。

- ④ 管理口座・経理区分等

本業務に係る収入及び支出については、独立した口座を設けて管理を行うとともに、会計処理に関する帳簿を備え、収入及び支出の状況を適切に記帳するものとします。

また、会計処理に関する書類については、5年間保存するとともに、市が帳簿並びに収入及び支出の証拠書類の提示を求めた場合は、これに応じていただきます。

5 公募の方法

施設の設置目的、態様、位置的要因、指定管理者の業務の範囲等から、全施設を一体的に管理運営する方が効率的であると判断されるため、下関市豊田農業公園施設、下関市豊田地域資源循環活用施設、下関市豊田田園空間博物館施設、下関市豊田粳乾燥調製施設及び下関市豊田肉用牛繁殖肥育センターを一の単位として公募いたします。部分的に1つ又は複数の施設を選択しての管理運営はできません。

6 応募資格

応募しようとする者は、次のいずれの要件も満たすその他の団体（以下「団体」という。）又はその共同事業体の応募とし、個人での応募は受け付けません。なお、単独で応募する団体は、他の共同事業体の構成員となることはできません。また、1の団体が複数の共同事業体の構成員となることもできません。

- (1) 市内に主たる事務所を有する団体であること。
- (2) 法人税、法人市・県民税、事業税、消費税、地方消費税その他の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中でないこと。
- (4) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、過去2年以内に指定管理者の指定の取消しを受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。（参考：公益財団法人山口県暴力追放運動推進センター（TEL 083-923-8930 山口県警察本部別館）への照会により調査可能）
- (7) 過去2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又は是正勧告を受けたことがある場合にあっては、応募時において当該是正勧告に対する必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。
- (8) インボイス制度における適格請求書発行事業者として登録を受けていること。
- (9) 消防法（昭和23年法律第186号）に定める甲種防火管理者の資格を有する者を1人配置することができること。
- (10) 共同事業体の場合にあっては、構成する全ての団体が（2）から（8）までに掲げる資格を満たしているとともに、次に掲げる条件を満たすこと。
 - ① 応募時に、構成する全ての団体による「共同事業体協定書」を提出すること。
 - ② 指定管理候補者に選定されたときは、市と指定管理施設の管理運営に関する協定を締結する時まで、代表団体及び全ての構成団体の責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、その組合契約書の写しを市に提出すること。
- (11) 現地説明会に参加すること。

7 応募に必要な書類等

- (1) 申込書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支計画書（様式第3号）
- (4) 誓約書（様式第4号）
- (5) 共同体結成届出書（様式第5号）（共同事業体による応募の場合のみ）
- (6) 団体の経営状況を説明する書類（法人格を有しない団体は、これらに類する書類）
 - ① 損益計算書、貸借対照表、財産目録（申込時の前事業年度のもの）
 - ② 収支予算書（申込時の現事業年度のもの）

(7) 応募資格を満たすことが確認できる書類（法人格を有しない団体は、これらに類する書類）

① 登記事項証明書、定款、寄付行為、団体規約その他これらに類する書類

② 団体（共同体にあっては全構成員）の納税証明書

(8) 申込団体が共同事業体の場合

申込団体が共同事業体の場合にあっては、共同事業体協定書の写しとともに、全ての構成団体に係るそれぞれの(6)及び(7)の書類

(9) その他必要な書類

8 応募の手続等

応募の手続き（スケジュール）は、次のとおりです。

(1) 問い合わせ先及び応募書類の提出先

〒750-0421 下関市豊田町大字殿敷1918番地1

下関市役所 豊田総合支所 建設農林課（担当：藤野）

電話：083-766-2755 FAX：083-766-2615

E-mail：ttnourin@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

(2) 応募スケジュール

① 募集要項の配布

配布期間：令和7年8月26日（火）から令和7年9月26日（金）までの
土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで

配布場所：下関市豊田町大字殿敷1918番地1

下関市役所 豊田総合支所 建設農林課

※なお、募集要項などは、市のホームページからもダウンロードできます。

② 現地説明会

開催日時：令和7年9月5日（金） 午前9時から

開催場所：下関市豊田町大字八道601番地3

下関市豊田農業公園 総合営農指導拠点施設 研修室

説明内容：募集要項及び業務仕様書の説明、施設見学

参加人数：1団体につき2名まで

申込方法：説明会の前日までに、現地説明会参加申込書（様式第6号）に必要事項を記入のうえ、持参、郵送、ファックスのいずれかの方法で、前述の問い合わせ先まで提出してください（※電子メール、電話、口頭による申込は受け付けません。）。

また、応募を予定している団体（共同事業体）は、必ず参加してください。

③ 応募に関する質問

受付期間：令和7年8月26日（火）から令和7年9月12日（金）までの
土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで

送付方法：質問書（様式第 7 号）に記入し、持参、郵送、ファックスのいずれかの方法で、前述の問い合わせ先まで提出してください。（※電子メール、電話、口頭による申込は受け付けません。）

回答方法：ファックス又は電子メールにて回答します。

④ 応募書類の受付

受付期間：令和 7 年 9 月 1 6 日（火）から令和 7 年 9 月 2 6 日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

提出方法：前述の提出先まで持参してください。（※郵送、ファックス、電子メールでの提出は受け付けません。）

提出部数：8 部（正 1 部、副 7 部）

（3）応募に係る費用

応募に要する一切の費用は、応募者の負担とします。

9 選定の進め方

（1）指定管理候補者の選定

① 選定の方法

指定管理候補者の選定に当たっては、提出書類により応募資格・提案内容等について市長が設置した下関市指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で審査を行います。

なお、必要に応じて、選定委員会においてヒアリングを行う場合があります。

提出書類と応募団体ヒアリングの結果を基に、選定委員会において総合的に審査し、審査結果を市長に報告します。

市長は、選定委員会による選定結果報告に基づき、指定管理候補者を選定します。

※ 応募団体が 1 団体のみの場合でも、選定委員会において定める最低制限基準に満たない場合は、選定せず、不備な点を指摘した後、再度提案を受け、最低制限基準を満たした場合は、選定し、再度提案においても最低制限基準を満たさないときは、原則、再度公募を行うこととします。

※ 本募集要項に基づき、応募した者又は応募しようとする者は、選定委員会が選定結果を市長に報告するまでの間、選定委員会委員と接触することを禁止します。

② 審査の基準

指定管理候補者を選定する際の選定基準及び審査内容は、次のとおりです。ただし、以下の項目は選定委員会事務局の審査基準（案）であり、選定委員会において変更の可能性があります。

ア 住民の平等な利用を確保することができるものであること。

（ア）施設の設置目的及び市が示した管理運営の方針

施設の設置目的を理解し、管理運営方針にそのことが盛り込まれてい

る。

(イ) 平等な利用を図るための具体的な手法及び期待される効果

事業内容等が、一部の市民・団体に対して不当に利用を制限又は優遇するものではないか。

イ 施設の効用を最大限に効果的かつ効率的に発揮できるものであること。

(ア) 利用者の増加を図るための具体的な手法及び期待される効果

- a 年間の広報計画の内容は適切か。
- b 利用拡大の取組内容は適切か。
- c 地域、関係機関、ボランティア等との連携・協働が図られているか。

(イ) サービスの向上を図るための具体的な手法及び期待される効果

- a サービスの向上のための取組内容は適切か。
- b トラブル防止や苦情処理への対応は適切か。
- c 施設の整備状況、機能を活用した内容となっているか。

ウ 施設の適切な維持及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(ア) 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性

- a 求めている内容が、事業計画書で提案されているか。
- b 施設管理、安全管理は適切か。
- c 維持管理は、効果的かつ効率的に計画されているか。

(イ) 管理に係る経費の縮減効果

経費の縮減及び効果的かつ効率的な管理運営のために、創意工夫がなされているか、また、実現可能なものか。

エ 施設の管理を安定して行うために必要な能力（人員、財政的基盤等）を有しているものであること。

(ア) 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性

- a 収入、支出の精算と事業計画の整合性は図られているか。
- b 収支計画は実現可能なものであるか。

(イ) 安定的な運営が可能となる人的能力

- a 職員体制は十分か。
- b 職員採用、確保の対策は適切か。
- c 職員の指導育成、研修体制等により能力の確保が図られているか。

(ウ) 安定的な運営が可能となる財政的基盤

- a 団体の財務状況は健全か。
- b 金融機関、出資者等の支援体制は十分か。

(エ) 類似施設の運営実績

類似施設を良好に運営した実績はあるか。

(オ) 個人情報保護

個人情報保護のための適切な措置がとられているか。

(カ) 危機管理

a 危機管理対策は適切か。

b 自然災害、突発的な事故等に対する管理対策は適切か。

(2) 指定管理候補者の選定結果

指定管理候補者の選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、市のホームページで公表します。

(3) 指定管理者の指定及び基本協定等の締結

指定管理者の指定については、市議会の議決が必要です。指定管理候補者について、令和7年12月市議会定例会に指定議案を提出し、議会の議決を経て、当該候補者は指定管理者に指定されることになります。

指定管理者の指定を受けた団体は、市と下関市豊田農業公園施設、下関市豊田地域資源循環活用施設、下関市豊田田園空間博物館施設、下関市豊田粳乾燥調製施設及び下関市豊田肉用牛繁殖肥育センターの管理運営に関する協定を締結します。

※協定に関する事項

① 基本協定

- ・ 目的
- ・ 用語の定義
- ・ 指定管理者の指定の意義及び公共性の尊重
- ・ 信義誠実の原則
- ・ 本施設の設置目的
- ・ ビジョン及び指標
- ・ 目標値の設定
- ・ 目標値の変更
- ・ 管理物件
- ・ 指定期間及び会計年度
- ・ 指定管理者の管理運営業務の範囲等
- ・ 管理運営業務からの除外
- ・ 指定管理者の管理運営業務の範囲等の変更
- ・ 管理運営業務の実施
- ・ 関係法令の遵守
- ・ 使用許可の運用
- ・ 業務開始の準備
- ・ 従業員の配置
- ・ 管理運営業務の委託又は請負の制限

- ・管理物件の改修等の分担
- ・指定管理者の責めに帰すべき管理物件の修繕等
- ・緊急事態への対応
- ・災害拠点としての対応
- ・情報管理及び情報公開
- ・個人情報の保護
- ・しものせきエコマネジメントプランに基づく特記事項
- ・市による管理物品の貸与等
- ・指定管理者による管理物品の購入等
- ・年間事業計画書の提出
- ・年間事業計画書の変更
- ・業務報告書の提出
- ・事業報告書の提出
- ・経営状況の確認
- ・管理運営業務のモニタリング
- ・改善指示、指定の取消し等
- ・モニタリングの公表
- ・指定管理料
- ・指定管理料の減額等
- ・指定管理料の変更
- ・使用料（利用料金）の取扱い
- ・経理及び指定管理者の口座
- ・損害賠償等
- ・第三者への賠償
- ・保険
- ・不可抗力によって発生した費用等の負担
- ・不可抗力による管理運営業務の実施の免除
- ・管理運営業務の引継ぎ等
- ・原状回復義務
- ・管理物品の取扱い
- ・指定の取消し及び管理運営業務の停止等
- ・不可抗力による指定の取消し等
- ・本施設の廃止による指定期間の終了
- ・権利及び義務の譲渡の制限
- ・連絡調整会議の設置
- ・著作権等の使用
- ・暴力団等の排除
- ・自主事業
- ・障害者就労施設等への配慮
- ・障害を理由とした差別の解消に係る措置

- ・ 特定個人情報の取扱い等
- ・ 監査
- ・ 請求、通知等の様式等
- ・ 協定の変更
- ・ 解釈
- ・ 協定の費用
- ・ 公租公課の負担
- ・ 疑義についての協議
- ・ 裁判管轄

② 年度協定

- ・ 趣旨
- ・ 管理運営業務の内容
- ・ 目標値の設定
- ・ 年間事業計画書の提出期限
- ・ 指定管理料
- ・ 協定の費用
- ・ 定めのない事項
- ・ 疑義の解決
- ・ 履行の決定

10 応募及び選定にあたってのその他の留意事項

- (1) 応募書類の著作権は、応募団体に帰属します。ただし、市が指定管理者の決定の公表や、その他市が必要があると認めるときは、当該応募書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- (2) 指定管理者が業務を開始する前において、財務状況の悪化等により事業の実施が確実でないと認められるとき、又は社会的信用を著しく損なう等指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しない場合や協定を解除することがありますので、ご了承の上応募してください。
- (3) 選定結果として応募者名、審査結果の概要等を公開いたします。また、提出された応募書類は、下関市情報公開条例（平成17年条例第16号）の規定により情報公開の請求があった場合は開示することがありますので、ご了承の上応募してください。

11 法令等の遵守

指定管理者は、本業務の実施に当たっては、次に掲げる法令等を遵守してください。

- (1) 地方自治法、地方自治法施行令、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）
- (2) 下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例、下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第358

号)

- (3) 下関市豊田農業公園施設の設置等に関する条例、下関市豊田農業公園施設の設置等に関する条例施行規則（平成17年規則第207号）
- (4) 下関市豊田地域資源循環活用施設の設置等に関する条例、下関市豊田地域資源循環活用施設の設置等に関する条例施行規則（平成17年規則第205号）
- (5) 下関市豊田田園空間博物館施設の設置等に関する条例、下関市豊田田園空間博物館施設の設置等に関する条例施行規則（平成17年規則第206号）
- (6) 下関市豊田米粉乾燥調製施設の設置等に関する条例、下関市豊田米粉乾燥調製施設の設置等に関する条例施行規則（平成17年規則第210号）
- (7) 下関市豊田肉用牛繁殖肥育センターの設置等に関する条例、下関市豊田肉用牛繁殖肥育センターの設置等に関する条例施行規則（平成17年規則第211号）
- (8) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、下関市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第35号）、下関市個人情報保護法施行細則（令和5年規則第40号）
- (9) 労働基準法（昭和22年法律第49号）ほか労働関係法令
- (10) 施設及び設備の維持保全関係法令
- (11) 環境法令
- (12) その他関係法令等

12 事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により適切な施設の管理運営が困難になった場合又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく施設の管理運営の継続が困難であると認められる場合は、市は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとします。

なお、この場合、市に生じた損害は、指定管理者が市に賠償するものとします。

- (2) 不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により本業務の実施の継続が困難となった場合、市と指定管理者は、施設の管理運営の継続の可否について協議を行うものとします。

なお、その結果、本業務の実施の継続が困難であると判断した場合は、市は指定管理者の指定を取り消すことができるものとします。

- (3) 市では、公共施設マネジメントに基づき、下関市豊田農業公園施設、下関市豊田地域資源循環活用施設、下関市豊田米粉乾燥調製施設及び下関市豊田肉用牛繁殖肥育センターを譲渡する方向で検討しているため、公共施設機能の廃止や変更などの事由により、本業務の実施の継続が不可能であると判断した場合は、市は指定管理者の指定を取り消すことができるものとします。